

令和3年5月31日

保護者の皆様

「感染警戒期(特別警戒期間)」への移行に伴う市内小・中学校における対応について

四国中央市教育委員会
教育長 東 誠

時下、保護者の皆様には、日頃より、本市小・中学校の教育活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

これまで、感染対策期における感染防止に重点を置いた取組の成果もあり、本市においても、陽性確認は減少傾向となり、感染状況については落ち着きがみられつつあります。しかし、今後は、イギリス株やインド株などの変異株について、一層の警戒が必要であることから、学校の教育活動については、引き続き強い警戒をしつつ、徐々に再開することが必要です。

そこで、明日6月1日から当面の間、愛媛県が「感染対策期」から「感染警戒機(特別警戒期間)」に移行するにあたり、近隣市や本市の状況を踏まえ、小・中学校の教育活動で下記のように対応します。お子様の健康と安全確保のため、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1 学校における教育活動について

感染防止対策に重点を置いて、これまで以上に、次の点に留意しながら教育活動を行います。

- 毎朝の検温、健康観察の継続をお願いします。学校において、症状が軽くても体調に異常があった場合には家庭に連絡の上、早退をお願いすることもあります。
- マスクの正しい着用、手洗いや手指の消毒、換気の徹底をした上で、密になる活動としないようにします。
- 登下校中や体育等の活動時のマスクの着用については十分な距離が取れる場合等は外すなど、熱中症予防に努めます。学校内においては、エアコンを活用し、児童生徒の体調管理に留意します。
- 中学校の部活動については、感染状況を確認しながら、可能な範囲で実施をします。
- 県内における練習試合や合同練習、市総体についても感染対策を講じ、予定通り実施します。

2 参観日やPTA、コミュニティ・スクールの活動について

- 参観日(授業参観)の実施については、「感染対策期」の終了を受け、感染状況を確認しながら、参観人数の制限や分散開催する等、学校規模に応じた感染対策に留意して

行うなど、コロナ禍であっても、保護者と学校がつながり、信頼関係を構築できるよう努めます。

- PTAやコミュニティ・スクール等、保護者や地域の方との活動についても、感染防止に十分注意しながら、可能なものから徐々に進めていきます。

3 家庭訪問について

- 家庭訪問については、児童生徒を理解する上で、とても重要であることから、訪問を希望する保護者に対し、時間の短縮(10分程度)やマスクの着用、原則として部屋に上がらない等、感染対策をした上で実施させていただきます。
- 学校においては、個人懇談会として実施させていただく場合もあります。

4 修学旅行、自然の家体験活動について

- 修学旅行の受け入れについては、愛媛県の方針として感染拡大地域をはじめ、県外との交流については、やむを得ないものを除き、「当面見送り」となっていることから、当面延期の対応とします。「特別警戒期間」終了後においては、国・県の方針、県教育委員会の指導、訪問地の感染状況を総合的に判断し、実施する予定です。
- 県内における交流は、注意して実施するという愛媛県の方針を受けて、自然の家については、学校規模によっては、宿泊をせずに日帰りでの実施とするか、延期するかを各学校で検討いたします。

5 保護者の皆様へお願い

- 毎日の検温など体調管理を徹底し、咳やのどの痛みなど何らかの症状がある場合には、速やかにかかりつけ医への電話相談、受診をするとともに、無理をせずに登校を控えてください(欠席ではなく出席停止扱いとなります)。
- マスクの着用、手洗いなど、日常の感染予防対策の徹底をお願いします。
- 保護者(学校関係者)が会食等で感染し、児童生徒が濃厚接触者になる事例が県内でも増加していることから、保護者の皆様も、マスクの着用、手洗い等の日常の感染予防対策はもとより、市外への不要不急の外出をしないことや、日常的な接触のない、久しぶりに会う人との会食は避けるなどの感染回避行動の継続をお願いします。
- 体調不良による病院受診において、抗原検査やPCR検査を受けたという例も増えています。学校での感染防止のための最善の対策のために、早い情報がとても重要です。そのため、**保護者の皆様には、児童生徒や家族の方が濃厚接触者となったり、PCR検査や抗原検査を受けたりしたときには、学校長又は教頭への情報提供をお願いします。**なお、プライバシーには最大の配慮を払い、管理職が情報の取扱いを行います。

※ **本対応については、国、県の方針や感染状況により今後変更する場合があります。**